

新型コロナウイルス感染症の 電話相談(6月29日時点)

[発熱などの症状の相談]かかりつけ医がいない場合=電話でかかりつけ医へ ▶いない場合=東京都新型コロナ相談センター ☎0120-670-440 *受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む) / 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) *感染症による不安やストレスなどの相談も可 *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照[後遺症の相談]墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

新型コロナワクチン接種の問合せ

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する 最新情報は区ホームページをご覧ください



視覚に障害のある方に発行しています 墨田区のお知らせ「すみだ」 (区報)点字版・録音版

区では、ボランティア団体のご協力をいただき、視覚に障害のある方へ、区報の点字版と録音版(カセットテープ版、デジジー版)を発行しています。いずれも、発行日の1日・11日・21日に、ご自宅へ無料で郵送しています。点字版・録音版を希望する場合は、お問い合わせください。
【問合せ】▶点字版=広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223 ▶録音版=すみだ福祉保健センター(向島3-36-7) ☎5608-3711

区内在住で新聞を購読していない方へ 墨田区のお知らせ「すみだ」 (区報)の戸別配付

区報は、主に新聞に折り込んで配布していますが、新聞を購読していない区内在住の方の自宅へ無料でお届けする戸別配付も行っています。なお、区施設や区内の駅、一部の信用金庫・コンビニエンスストア等に設置されたスタンドからも入手できます。
【申込み】随時、戸別配付申込書を直接または郵送、ファクス、Eメールで広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・FAX 5608-6406・E-mail oshirase@city.sumida.lg.jpへ *申込書は申込先のほか、各出張所・図書館等の区施設で配布 *区ホームページからも申込可【注意事項】▶1住戸につき、原則1部配付▶郵便ポスト等の確認のため、配達員が現地調査を実施する場合あり

ご注意ください 光化学スモッグ

日差しが強い、風が弱い、気温が高い等の気象条件がそろると、光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグは、喉の痛みや吐き気、目のかゆみ、呼吸困難、意識障害等の症状を引き起こす場合があります。光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、窓を閉め、外出や屋外での運動を控えましょう。上記の症状が出た場合は、水道水でうがいや目の洗浄をしてください。それでも症状が治まらない場合は、最寄りの医療機関や下記の問合せ先へご相談ください。また、都では、光化学スモッグ注意報等の発令状況のメール配信サービスを行っています。詳細は都ホームページをご覧ください。
【問合せ】▶光化学スモッグ注意報=環境保全課指導調査担当 ☎5608-6210 ▶症状の相談(月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分)=向島保健センター ☎3611-6135、本所保健センター ☎3622-9137 *祝日、年末年始を除く▶症状の相談(その他の時間)=都医療機関案内サービス「ひまわり」 ☎5272-0303

保険料額決定通知書を送付します 後期高齢者医療制度

■令和5年度の保険料額
対象となる方へ、令和5年度の「保険料額決定通知書」を今月中旬に送付します。納付書で納める方には、対象期間の納付書を同封しますので、各納期限までに納めてください。

なお、保険料の納付方法は、口座振替に変更できますので、お問い合わせください。

■社会保険料控除

保険料は、所得税や住民税を計算する際に社会保険料として控除できます。なお、社会保険料控除は、公的年金からの特別徴収の場合は本人に適用されますが、口座振替の場合は、口座名義人に適用されます。

■キャッシュカードによる口座振替受け付け

申請者本人が問合せ先にキャッシュカードと本人確認書類をお持ちになると、口座振替の手続きができます。対象の金融機関などの詳細はお問い合わせください。

■延滞金の徴収・還付加算金の加算

納期限内に保険料を納付しなかった場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して徴収することがあります。また、保険料の変更等により、すでに納付した保険料に還付金が生じた場合は、還付加算金を加算することがあります。

【問合せ】国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当 ☎5608-8100

8月に更新します 国民健康保険の高齢受給者証

■高齢受給者証の更新

国民健康保険に加入している70歳～74歳の方に新しい高齢受給者証を郵送します。年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する方の高齢受給者証の有効期限は、75歳になる誕生日の前日です。

■自己負担割合と軽減

高齢受給者証を提示することで、自己負担割合は2割(現役並み所得者は3割)となります。自己負担割合が3割の方で、次のいずれかに該当する場合は、自己負担割合が2割となる可能性があるため、お問い合わせください。

【対象】▶同じ世帯に属する70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計が520万円未満(単身世帯では収入383万円未満)の方▶同じ世帯の方が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、新たに3割負担となった方のうち、住民税課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上であり、後期高齢者医療制度へ移行した方も含めた収入の合計が520万円未満の方

【問合せ】国保年金課こくほ資格係 ☎5608-6121

子育て世帯等を応援します すみだ住宅取得利子補助制度

区内の住宅を取得した子育て世帯または若年夫婦世帯を対象に、住宅ローンの利子の一部を補助します。

利用する場合は、必ず申請前に区ホームページ等をご確認ください。

【対象】区内の住宅を取得し、次のいずれかに該当する世帯▶中学生以下の子どもがいる▶夫婦ともに39歳以下である *過去に「三世帯同居・近居住宅取得支援制度」を利用した世帯は対象外【補助内容】1年間に支払った利子額(上限10万円)を5年間補助(最大50万円) *「フラット35地域連携型」を利用した場合は、借入れ開始後10年間、借入金利を年0.25%引下げ【申請期限】建物の所有権保存登記または所有権移転登記から1年以内 *ほかにも要件あり【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215

ご案内を順次送付します 子どもの学び応援事業

対象児童1人につき1万円分の図書カードNEXT(ネットギフト)等を配布します。対象の子どもに7月下旬以降順次、申請のご案内を送付しますので、申請期限までにお申し込みください。

【対象】6月27日時点で、次のいずれかに該当する高等学校修了前までの子ども▶墨田区に住民登録がある▶DV等の理由で墨田区に住民登録がないが、実態として墨田区に居住している等【申請期限】11月30日【問合せ】▶コールセンター ☎5577-4000▶子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376 *詳細は区ホームページを参照

夏休みの受け付けが始まります すみだ探究工房

新たな気付きにつながる、ものづくりを体験できる子ども向け探究型学習プログラム「すみだ探究工房」を開催します。

自宅でできるオンライン体験、ものづくりから考えるSDGsなど様々なプログラムがあります。詳細は「いこーよ」のホームページをご覧ください。

【問合せ】産業振興課産業振興担当 ☎5608-6186

誰もが心を通わず暮らしやすいまちへ 音響式信号を必要としている方がいます

視覚障害のある方にとって、道路の横断は大変危険を伴います。信号が青であることを音で知らせる音響式信号は、命を守るために重要な役割を果たしています。

【問合せ】障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423